

○池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例

昭和48年12月28日条例第40号

注 昭和58年1月27日条例第3号より条文注記入る。

改正

昭和58年1月27日条例第3号

平成6年10月1日条例第19号

平成7年7月1日条例第7号

平成11年3月23日条例第4号

平成13年3月30日条例第7号

平成16年6月29日条例第19号

平成18年3月30日条例第7号

平成18年9月28日条例第33号

平成20年3月31日条例第6号

平成26年9月29日条例第23号

平成29年9月28日条例第17号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児

入所施設」という。)のうち本市以外の市区町村に存するものに入所したことにより、当該本市以外の市区町村に住所を変更したと認められる者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の適用を受ける者(国民健康保険組合に加入している者を除く。)に限る。)であって、当該施設に入所する直前に本市に住所を有していたと認められるものを含む。)であつて、国民健康保険法による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市以外の市区町村において、この条例の規定による医療費助成制度による助成と同等程度の助成がなされる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当するもの
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給

者証の所持者のうち、その障害の程度が、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級の9の項に該当するもの若しくはその障害の程度が9の項と同程度以上と市長が認めるもの又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級の9の項に該当するもの

(5) 身体障害者手帳を所有し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、国民健康保険法による被保険者（被保険者であつた者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であつた者を含む。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）又は池田市児童医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）により医療証の交付を受けている者

(4) 前項第3号又は第4号に該当する者で、第5条の規定による申請を行う日又は有効期限満了に伴う更新の日が属する年の前年の所得（1月から

6月までの間に同条の規定による申請を行う者は前々年の所得)が規則で定める額以上であるもの

- 3 前項第4号の所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、障害者支援施設又は障害児入所施設のうち本市に存するものに入所したことにより、本市に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受ける者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所する直前に本市以外の市区町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、対象者とししないものとする。ただし、本市以外の市区町村において、この条例の規定による医療費助成制度による助成と同等程度の助成がなされない場合にあつては、この限りでない。

（助成の範囲）

第3条 市長は、次に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、医療費に係る自己負担費用（国若しくは地方公共団体の負担による療養の給付が行われる場合又は社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われる場合は、その額を控除した額）から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）とする。

- (1) 対象者が国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費（入院時食事療養費若しくは入院時生活療養費の給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）の支給を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の法令による医療に関する給付を受けたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）に対して支給される国民健康保険法又は社会保険各法の規定による入院時食事療養費については、同項の規定による医療費の助成を行う。

（助成の適用）

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による申請があつた日から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における医療費の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

（1）対象者が本市に住所を有することとなった日から1月以内に申請を行う場合 当該本市に住所を有することとなった日

（2）対象者のうち次項に掲げるものが月の途中で申請を行う場合（前号の場合を除く。） 当該申請を行った日の属する月の初日

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該月において、身体障害者手帳を交付された者にあつては当該身体障害者手帳の交付日又は再交付日を、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第56号）の規定に基づく療育手帳の交付日又は更新日を、精神障害者保健福祉手帳を交付された者にあつては当該精神障害者保健福祉手帳の交付日を、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を交付された者にあつては当該特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証に記載された有効期間の開始日を超えて遡って適用することはできない。

（申請）

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、

規則で定める医療証を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(助成の方法)

第7条 市長は、医療費の助成を行うときは、助成額に相当する金額を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、第5条の規定による申請のあった日から前条第1項の規定に基づく医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、同項の規定に基づき医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に直接支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の提示)

第8条 受給者は、大阪府内に住所を有する医療機関において第3条の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定に

基づく死亡の届出義務者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があつたときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させ又は支払を請求することができる。

(報告等)

第13条 市長は、医療費の助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、受給者が、正当な理由なく前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月27日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成6年10月1日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市乳幼児医療費の助成に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月1日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市身体障害者及び精神薄弱者医療費の助成に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後の食事の提供に係る医療費の助成について適用し、同日前の食事の提供に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成

に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定については、この条例の施行日以後の療養に係る医療費について適用し、同日前の療養に係る医療費については、なお従前の例による。

- 3 池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を廃止する条例（平成16年池田市条例第22号）による廃止前の池田市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する者が同条例第5条の規定によって行った申請は、改正後の条例第5条の規定によって行った申請とみなす。

附 則（平成18年3月30日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例第2条第2項の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の池田市老人医療費の助成に関する条例、池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例及び池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び池田市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月29日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧老人医療費助成条例」という。)の規定による医療証の交付を受けている者(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。)に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定(同条例第2条の対象者に係る規定を除く。)をそれぞれ第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(以下「重度障がい者医療費助成条例」という。)の相当規定に読み替えて適用するものとする。

- 4 この条例の施行の際現に旧老人医療費助成条例の規定による医療証の交付

を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）であって、平成30年11月1日現在において重度障がい者医療費助成条例第2条の規定による対象者とならないものに係る施行日から平成33年3月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定（同条例第2条の対象者に係る規定を除く。）をそれぞれ重度障がい者医療費助成条例の相当規定に読み替えて適用するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧老人医療費助成条例による医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）が、施行日から平成33年3月31日までの間に受けた精神病床への入院に係る医療費の助成については、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、旧老人医療費助成条例の規定による医療費の助成については、重度障がい者医療費助成条例の相当規定に読み替えて適用するものとする。

6 重度障がい者医療費助成条例、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）及び第3条の規定による改正後の池田市児童医療費の助成に関する条例（以下「新児童医療費助成条例」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

7 第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例、第2条による改正前の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び第3条による改正前の池田市児童医療費の助成に関する条例

の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出については、施行日以後においては、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例の規定に基づきなされた申請（変更申請を含む。）及び届出とみなす。

8 附則第6項の規定にかかわらず、重度障がい者医療費助成条例、新ひとり親家庭医療費助成条例及び新児童医療費助成条例に規定する精神病床への入院に係る医療費の助成については、施行日以後にこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づき新たに対象者となる者について適用し、施行日前におけるこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定による医療証の交付を受けている者（施行日前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る当該医療費の助成については、施行日から平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、重度障がい者医療費助成条例の相当規定に読み替えて適用するものとする。

9 重度障がい者医療費助成条例第2条第1項及び第4項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）のうち本市に存するものに入所したことにより、本市に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受ける者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所する直前に本市以外の市区町村の区域内に住所を有していたと認められるものが施行日前に当該住所を変更した場合における施行日以後の診療に係る医療費の助成及

び施行日以後に当該住所を変更した場合における当該住所を変更した日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に当該住所を変更した場合における施行日前の診療に係る医療費の助成については、当該住所を変更した日から施行日前までの間においては、なお従前の例による。

10 重度障がい者医療費助成条例第2条第1項及び第4項の規定は、障害者支援施設又は障害児入所施設のうち本市以外の市区町村に存するものに入所したことにより、当該本市以外の市区町村に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受ける者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所する直前に本市に住所を有していたと認められるものが施行日前に当該住所を変更した場合における施行日以後の診療に係る医療費の助成及び施行日以後に当該住所を変更した場合における当該住所を変更した日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に当該住所を変更した場合における施行日前の診療に係る医療費の助成については、当該住所を変更した日から施行日前までの間においては、なお従前の例による。

11 この条例の施行の際現に旧老人医療費助成条例に基づく医療証の交付を受けている者については、重度障がい者医療費助成条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該医療証の効力を失うまでの間は、同項の規定に基づく対象となることはできないものとする。

13 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例に基づく医療証の交付を受けている者のうち児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）については、新児童医療費助成条例第3条第1項の規定にかかわらず、当該医療証の効力を失うまでの間は、同項の規定に基づく対象となることはできないものとする。

（準備行為）

16 重度障がい者医療費助成条例の規定、新ひとり親家庭医療費助成条例の規定及び新児童医療費助成条例の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例により行うことができる。